平成２８年（再イ）第３０号

愛媛県松山市西垣生町1715番地14

再生債務者　竹村　　輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月14日　　松山地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第２５号

愛媛県新居浜市萩生130番地の144

再生債務者　石丸　省二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月14日　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（再イ）第３５号

鹿児島県鹿児島市中山町1318番地８

再生債務者　薗田　結子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月14日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第 21 号

東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 29 年３月 28 日

東京都市計画土地区画整理事業

羽田空港跡地地区土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

本部長　新居田滝人

記

1　氏名及び住所

氏名　茨田　仙**藏**

住所　不明

2　通知の内容

文書番号

と705―46　羽発指定１－９－２　平成29年３月10日

従前の宅地

町名及び字名　羽田空港二丁目

地番　29番11　地目　畑

登記簿地積　1226㎡

基準地積　1226.00㎡

仮換地

街区番号　４街区　画地番号　２画地

地積　489㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成29年４月28日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

（注意）

1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

（教示）

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　全国納豆厚生年金基金

2．事業所の所在地　茨城県水戸市泉町２丁目２番33号

3．設立事業所の名称及び所在地　オシキリ食品株式会社　北海道江別市、道南平塚食品株式会社　北海道登別市、株式会社鈴清食品　岩手県一関市、有限会社川口納豆　宮城県栗原市、株式会社ヤマダフーズ　秋田県仙北郡、有限会社矢萩食品　山形県山形市、株式会社篠原食品　山形県天童市、合資会社篠原商店　山形県新庄市、有限会社加藤敬太郎商店　山形県酒田市、有限会社ミドリヤ　福島県郡山市、だるま食品株式会社　茨城県水戸市柳町１丁目、天狗納豆株式会社　茨城県水戸市柳町１丁目、水戸納豆製造株式会社　茨城県水戸市本町３丁目、タカノフーズ株式会社　茨城県小美玉市、株式会社笹沼五郎商店　茨城県水戸市三の丸、株式会社オーサト　茨城県取手市、有限会社菊水食品　茨城県日立市、全国納豆厚生年金基金　茨城県水戸市、あづま食品株式会社　栃木県宇都宮市下田原町、こいしや食品株式会社　栃木県宇都宮市宮山田町、株式会社富岡食品　埼玉県深谷市、朋和商事株式会社　東京都中央区八丁堀、全国納豆協同組合連合会　東京都台東区、株式会社ミツボシ　東京都目黒区、鈴与工業株式会社　東京都板橋区、正和工業株式会社　東京都東村山市、有限会社菅谷食品　東京都青梅市、株式会社保谷納豆　東京都西東京市、株式会社カジノヤ　神奈川県川崎市麻生区、野呂食品株式会社　神奈川県鎌倉市、株式会社山ノ下納豆製造所　新潟県新潟市東区山木戸、有限会社中丸食品製造所　新潟県新潟市西蒲区赤鏥、有限会社村田商店　長野県長野市若里１丁目、有限会社増屋納豆店　長野県長野市篠ノ井、株式会社カネマル　長野県松本市、小森食品株式会社　岐阜県岐阜市、有限会社山重食品　大阪府東大阪市、有限会社相沢食産　兵庫県神崎郡、有限会社天野食品　佐賀県鹿島市、株式会社丸美屋　熊本県玉名郡、マルキン食品株式会社　熊本県熊本市中央区世安町、九州大豆食品協業組合　熊本県熊本市中央区世安町、株式会社本伝九曜紋　熊本県熊本市中央区世安町、マルキン商事株式会社　熊本県熊本市中央区世安町、株式会社ヘルシーフーズワタナベ　栃木県芳賀郡、株式会社アヅマ・コーポレイション　栃木県宇都宮市、シンコーフーズ株式会社　東京都中央区、タカノフーズ関東株式会社　茨城県小美玉市、タカノフーズ関西株式会社　三重県松阪市、鎌倉山納豆株式会社　神奈川県鎌倉市、

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成29年３月22日

平成 29 年３月 28 日

茨城県水戸市泉町２丁目２番33号

全国納豆厚生年金基金

理事長　笹沼　隆史

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　代表清算人　笹沼　隆史

2．住所　茨城県水戸市三の丸３丁目４番30号

平成 29 年３月 28 日

茨城県水戸市泉町２丁目２番33号

全国納豆厚生年金基金

理事長　笹沼　隆史